

京都市上下水道企業管理規程第12号

京都市上下水道局被服貸与規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成19年3月30日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市上下水道局被服貸与規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局被服貸与規程の一部を次のように改正する。

第2条本文中「のうち着用期間の定めのあるもの」及び「その期間について公務執行中、着用期間の定めのないものについては、」を削る。

第5条及び第6条を削り、第7条を第5条とし、第8条を第6条とする。

第9条第1項第2号中「第7条第1項及び第8条」を「第5条第1項及び第6条」に改め、同条を第7条とし、第10条を第8条とし、第11条を第9条とする。

別表制服1の項及び制服2の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規程による改正前の京都市上下水道局被服貸与規程に基づき貸与した被服については、なお従前の例による。

(上下水道局総務部職員課)